

石狩湾新港地域土地利用計画(改訂)(素案)について

令和5年(2023年)2月
経済部産業振興局産業振興課

1 計画の位置付け等

国が昭和47年(1972年)に策定した石狩湾新港地域開発基本計画などを踏まえ、地域における総合的、効率的な土地利用の指針として、道が昭和51年(1976年)に策定。以後、これまでに三度改訂。

- * 策定(改訂)に当たっては、石狩湾新港地域開発連絡協議会(道、札幌市、小樽市、石狩市、石狩湾新港管理組合、札幌商工会議所、小樽商工会議所、石狩商工会議所、石狩開発株式会社で構成)の意見聴取等を実施。

2 地域を取り巻く環境

- 道の「ゼロカーボン北海道」の表明、国の「2050カーボンニュートラル宣言」を受け、企業におけるカーボンニュートラルの取組が加速している。
- 商業を含む交流機能や利便機能の確保に対する立地(検討)企業のニーズが高まっている。

3 土地利用の基本的な考え方

(主な改訂箇所)

- カーボンニュートラルへの対応
企業等が使用する電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す「REゾーン」を整備し、豊富な再生可能エネルギーを地域で利用できる仕組みを構築することにより、データセンターなど情報関連産業等の企業の誘導を推進するとともに、産業の脱炭素化を図る。

4 各地区の配置と土地利用

(主な改訂箇所)

- 複合支援地区の配置(「管理支援地区」から名称変更、面積97ha→133ha、36ha増加)(別紙1参照)
商業を含む交流機能や、企業活動を支える支援機能のほか、就業者のための生活関連サービス機能等の充実など、当地域に対する多様なニーズに応え、企業立地のインセンティブを高め、地域全体の利便性の向上を図る。
また、「REゾーン」において、再生可能エネルギー100%での操業を目指す情報関連産業などの企業の集積を図る。
- 複合業種誘導ゾーンのうち、沿道サービスゾーンを追加(2か所→4か所)(別紙2参照)
立地企業等の利便性確保のため、国道沿いの一団の未分譲地において、沿道サービスゾーンを追加し、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、レストラン等の誘導を図る。

5 今後のスケジュール

令和5年2月8日～ 改訂素案についてのパブリックコメント実施
3月下旬 改訂案の作成、改訂計画の決定
4月 改訂計画の施行

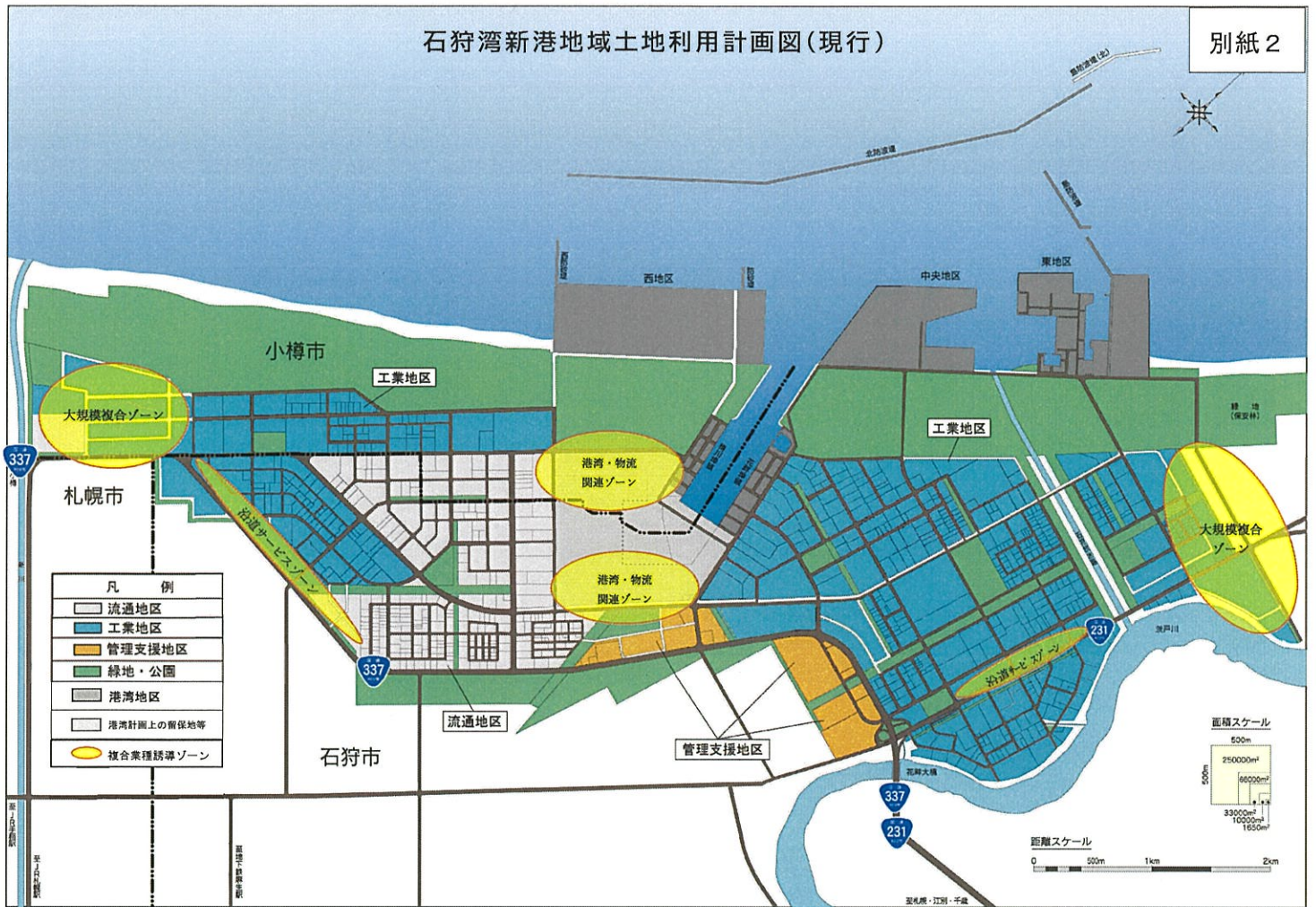
石狩湾新港地域土地利用計画(改訂)(素案)の構成

【下線部：主な変更箇所】

区分	改訂案(素案)	(参考) 現行計画
1 計画の位置付け等	項立てして記載	(項立てせず前文として記載)
2 地域を取り巻く環境		
3 土地利用の基本的な考え方	<p>(1) <u>カーボンニュートラルへの対応</u></p> <p>・「RE ゾーン」を整備し、豊富な再生可能エネルギーを地域で活用できる仕組みを構築することにより、情報関連産業等の企業の誘導を推進するとともに、産業の脱炭素化を図る。</p> <p>(2) 生産、物流及び便利施設</p> <p>(3) 幹線道路</p> <p>(4) 緑地・公園</p> <p>(5) 公共施設等</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>(2) 未分譲地</p> <p>(3) 幹線道路</p> <p>(4) 緑地・公園</p> <p>(5) 公共施設・公益施設</p>
4 各地区の配置と土地利用 * 3地区及び3ゾーンが分譲対象	<p>(1) <u>流通地区、工業地区、複合支援地区</u></p> <p>ア <u>流通地区</u> (323ha)</p> <p>イ <u>工業地区</u> (1,040ha) 36ha 減少</p> <p>ウ <u>複合支援地区</u> (133ha) 36ha 増加</p> <p>・<u>管理支援地区から名称を変更</u></p> <p>・<u>RE ゾーンを設定</u></p> <p>・<u>商業を含む交流機能や、企業活動を支える研究開発、情報通信、行政・金融サービスといった支援機能のほか、就業者のための生活関連サービス機能等の充実など、当地域に対する多様なニーズに応えるとともに、企業立地のインセンティブを高め、地域全体の利便性の向上を図る。</u></p> <p>(2) <u>複合業種誘導ゾーン</u></p> <p>・<u>流通地区、工業地区及び港湾予定地隣接地の一団の未分譲地等において多様な業種を誘導。</u></p> <p>ア <u>沿道サービスゾーン</u> (国道 231 号東側及び国道 337 号南側の 2 か所追加)</p> <p>・<u>立地企業等の利便性確保のため、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、レストラン等を誘導。</u></p> <p>イ <u>港湾・物流ゾーン</u></p> <p>ウ <u>大規模複合ゾーン</u></p>	<p>(1) 流通・工業・管理支援地区</p> <p>ア 流通地区 (323ha)</p> <p>イ 工業地区 (1,076ha)</p> <p>ウ 管理支援地区 (97ha)</p> <p>・<u>企業活動に必要な研究開発、情報通信、行政・金融サービス等の業務支援機能や就業者のための生活関連サービス機能のような企業の多様なニーズに応えるとともに、企業立地のインセンティブを高める。</u></p> <p>(2) 複合業種誘導ゾーン</p> <p>・同左</p> <p>ア 沿道サービスゾーン</p> <p>イ 港湾・物流ゾーン</p> <p>ウ 大規模複合ゾーン</p>
土地利用計画面積	3,022ha	3,022ha
5 公園・緑地の整備	<p>(1) 公園</p> <p>(2) 緑地</p>	<p>(1) 公園</p> <p>(2) 緑地</p>
6 交通施設の整備	<p>(1) 道路</p> <p>ア 地域外道路</p> <p>イ 地域内道路</p> <p>(2) 公共交通機関</p>	<p>(1) 道路</p> <p>ア 地域外道路</p> <p>イ 地域内道路</p> <p>(2) 公共交通機関</p>

石狩湾新港地域土地利用計画図(現行)

別紙 2



石狩湾新港地域土地利用計画図(改訂)(素案)

